



2020年2月13日

各位

会社名 サッポロホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 尾賀 真城
コード番号 2501
上場取引所 東証・札証
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 小林 勇立
TEL 03 (5423) 7407

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

サッポロホールディングス株式会社（以下、「当社」）は、本日開催の取締役会において、2020年3月27日開催予定の当社第96回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）の承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行する方針を決定し、これに伴い、本定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社では、これまで任意の「指名委員会」及び「報酬委員会」を設置するとともに、独立社外取締役の比率を3分の1に高める等、積極的にコーポレートガバナンス体制の強化に取り組んでまいりました。

この度、当社は、コーポレートガバナンスを一層充実させることに加え、経営の透明性、効率性を高めるため、機関設計を変更いたします。

本定時株主総会において会社提案の各議案について承認を得た場合には、当社は監査等委員会設置会社に移行し、より機動的な意思決定を可能とすることを通じて、さらなる企業価値の向上を図ってまいります。また、これにより取締役会における独立社外取締役の構成比率を半数まで高めるとともに、任意の「指名委員会」、「報酬委員会」及び「社外取締役委員会」については、これを継続する等、コーポレートガバナンスのさらなる充実を図ります。

(2) 移行の時期

本定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の目的

上記1. に記載のとおり、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

2020年3月27日(予定) 定款変更のための株主総会開催日

2020年3月27日(予定) 定款変更の効力発生日

3. その他

(1) 監査等委員会設置会社への移行後の体制

本定時株主総会において会社提案の各議案について承認をいただいた場合、当社のコーポレートガバナンスの体制は以下のとおりとなります。

- ① 監査等委員会設置会社には、監査役及び監査役会は置かれず、代わりに、3名以上の取締役から構成されかつその過半数を社外取締役が占める監査等委員会が置かれます。
- ② 監査等委員である取締役は、取締役として取締役会における議決権を有し、また、監査等委員会が選定する監査等委員である取締役は、監査等委員でない取締役の選解任及び報酬について株主総会で監査等委員会の意見を述べる権限を有します。
また、当社が任意に設置している「指名委員会」、「報酬委員会」及び「社外取締役委員会」については、これを継続することといたします。
- ③ 当社の取締役会は、取締役10名(うち、監査等委員である取締役3名)で構成され、そのうち独立社外取締役は5名(うち、監査等委員である取締役2名)となりますので、取締役会における独立社外取締役の比率は、これまでの3分の1から半数まで高まります。
本定時株主総会後の取締役就任予定者につきましては、当社ホームページの以下のニュースリリースをご参照願います。
<参考 2020年2月13日「役員の異動について」>
<https://www.sapporoholdings.jp/news/dit/?id=8569>
- ④ 重要な業務執行の決定の一部を取締役に権限委譲し、迅速かつ効率的な意思決定を図ります。

(2) 株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」に係る報酬枠の再設定

当社は、2016年3月30日開催の第92回定時株主総会において取締役(社外取締役を除きます。)に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」)の導入について承認いただいております。

この度、当社は、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。)に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することにつき、本定時株主総会に付議する予定です。

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会 (定 員) 第 18 条 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。 (新設)</p> <p>(選 任) 第 19 条 取締役は株主総会の決議によって選任する。 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<u>補欠によって就任した取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 会社を代表する取締役は取締役会の決議によって選定する。 取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 (定 員) 第 18 条 当社の取締役は <u>12</u> 名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選 任) 第 19 条 取締役は株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第 20 条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<u>任期の満了前に退任した取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の補欠として選任された取締役の任期は、<u>退任した取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の任期の満了する時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 会社を代表する取締役は<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の中から取締役会の決議によって選定する。 取締役会の決議によって<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の中から取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は取締役会長がこれを招集し議長となる。
取締役会長をおかないときまたは取締役会長に事故あるときは取締役社長、取締役社長をおかないときまたは取締役社長に事故あるときは取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役にたいし会日の3日前までに発する。
ただし緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(新 設)

第 26 条 (省 略)

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。
取締役会長をおかないときまたは取締役会長に事故あるときは取締役社長、取締役社長をおかないときまたは取締役社長に事故あるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の3日前までに発する。
ただし緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 27 条 (現行のとおり)

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

<p>第 28 条 (省 略)</p>	<p>第 29 条 (現行のとおり)</p>
<p>(グループ執行役員) 第 29 条 当社は、取締役会の決議によってグループ執行役員を定め、グループ執行役員にグループ各事業会社の業務執行もしくはグループ運営上特に重要でかつ事業会社にまたがる経営課題を執行させることができる。取締役社長をおかないときは、取締役会の決議によって、グループ執行役員から社長を選定することができる。</p>	<p>(グループ執行役員) 第 30 条 当社は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によってグループ執行役員を定め、グループ執行役員にグループ各事業会社の業務執行もしくはグループ運営上特に重要でかつ事業会社にまたがる経営課題を執行させることができる。取締役社長をおかないときは、取締役会の決議によって、グループ執行役員の中から社長を選定することができる。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役および監査役会の設置)</p>	
<p>第 30 条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(定 員)</p>	
<p>第 31 条 当社の監査役は 5 名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選 任)</p>	
<p>第 32 条 監査役は株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任 期)</p>	
<p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠によって就任した監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p>	
<p>第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p>	
<p>第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役にたいし会日の 3 日前までに発する。ただし緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。監査役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(削 除)</p>

<p>(監査役会規程)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 37 条 <u>監査役者の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第 38 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の設置)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 31 条 <u>当社は、監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 32 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発する。ただし緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 33 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 会 計 監 査 人</p>	<p>第 6 章 会 計 監 査 人</p>
<p>第 39 条～第 41 条 (省 略)</p>	<p>第 34 条～第 36 条 (現行のとおり)</p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第 42 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第 37 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 7 章 計 算</p>	<p>第 7 章 計 算</p>
<p>第 43 条～第 47 条 (省 略)</p>	<p>第 38 条～第 42 条 (現行のとおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2020 年 3 月開催の第 96 回定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関する</u></p>

	<u>会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約 については、なお従前の例による。</u>
--	---

以上